

中山間地域等直接支払事業の 中間年評価結果について

広島県農林水産局農業技術課
平成25年3月25日

目次

1 県の農業施策の展開方向	3
2 中山間地域等直接支払制度の概要	4
3 事業の実施状況	6
(1)取組市町数及び交付率.....	6
(2)県内における協定締結状況	7
(3)取組状況の推移	8
(4)区分別取組状況	9
(5)集落協定における活動取組状況	10
4 中間年評価の目的と評価方法	12
5 市町の協定に対する評価結果	13
(1)集落協定に対する評価結果	13
(2)個別協定に対する評価結果	16

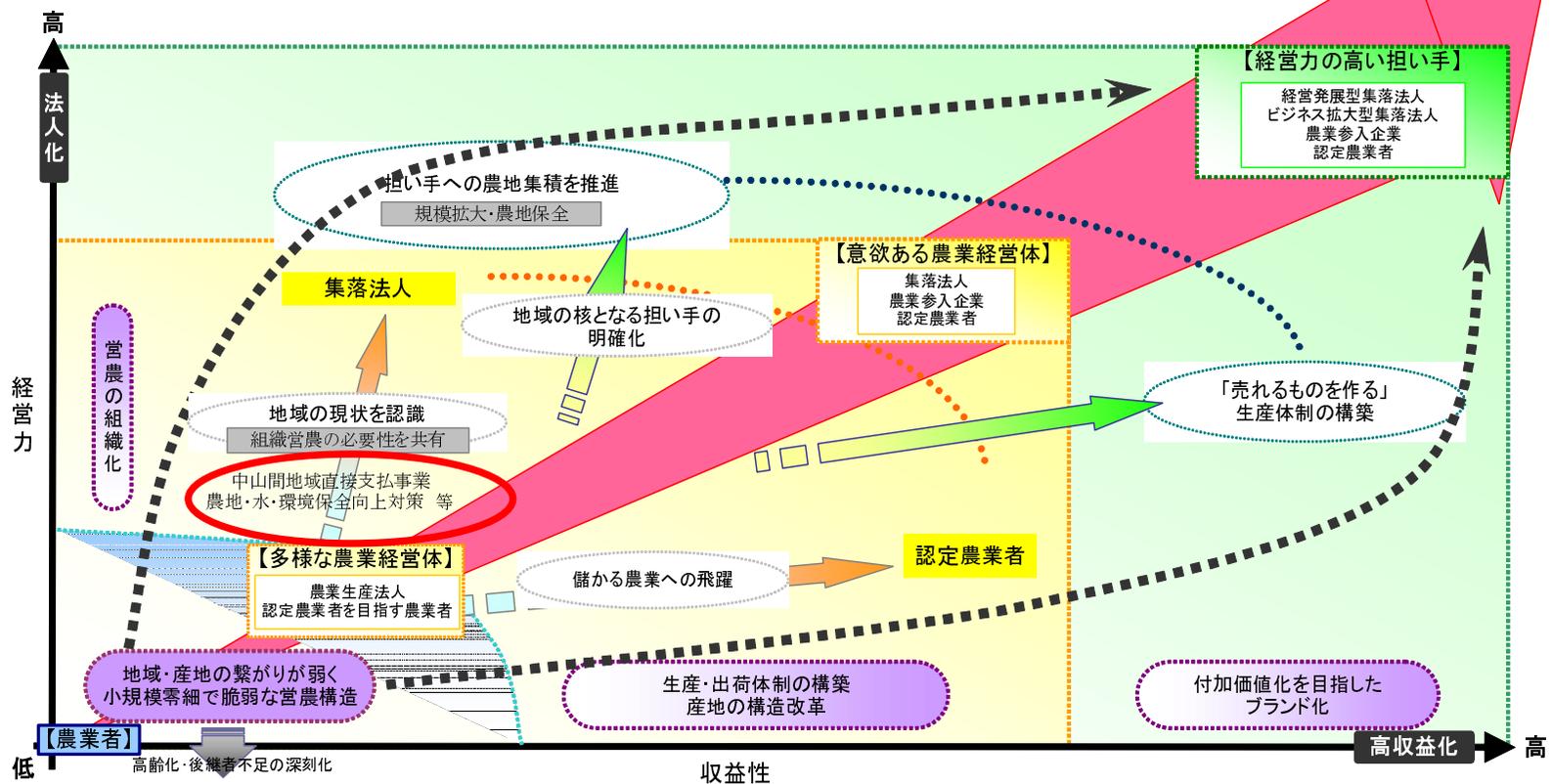
6 制度の評価	17
項目1 耕作放棄の発生抑制	17
項目2 農村環境の変化	19
項目3 多面的機能の維持・発揮	20
項目4 地域・集落の活性化	22
項目5 集落維持に向けた機運の高揚	24
項目6 農業に関する担い手確保効果	26
項目7 集落法人の運営への寄与	28
7 評価を踏まえた今後の取組方針.....	30



1. 広島県の農業施策の展開方向

2020広島県農林水産業チャレンジプラン

- 産業として自立できる農林水産業の確立
- 農林水産物の販売力の強化
- 県民の安全で安心できる食生活の実現
- 農林地の公益的機能の維持発揮
- 農山漁村地域の暮らしの安心安全の確保



2. 中山間地域等直接支払制度の概要

○ 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する施策

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の65%
- 耕地面積の43%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の39%
- 農業集落数の52%

中山間地域の現状

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進行
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

【耕作放棄地の増大】

食料供給機能及び多面的機能の低下

農業生産条件の不利を補正

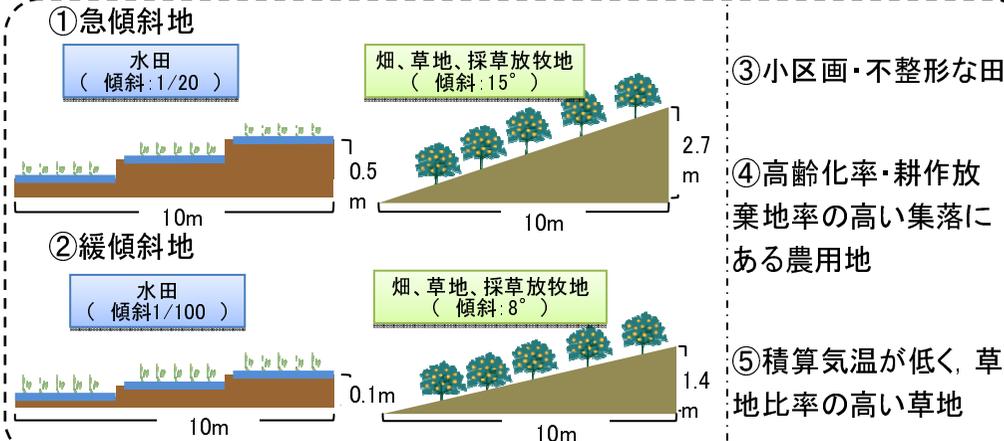
中山間地域等直接支払制度の内容(平成22~26年度)

1. 対象地域

特定農山村法など地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域

2. 対象農用地

対象地域内で①~⑤の基準に該当する農振農用地内の一団の農用地(1ha以上)



3. 対象者 ... 対象農用地内で協定に基づき5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

4. 対象行為

① 集落協定

5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者間で締結。具体的取組事項は別途。

② 個別協定

5年間以上の農業生産活動等を行う認定農業者等が締結

5. 交付単価

(体制整備単価, 別途加算措置あり)

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜地	21,000
	緩傾斜地	8,000
畑	急傾斜地	11,500
	緩傾斜地	3,500
草地	急傾斜地	10,500
	緩傾斜地	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜地	1,000
	緩傾斜地	300

※③と④の対象農用地は緩傾斜地の単価

効果

- 農業生産活動の継続
- ・耕作放棄地の復旧・発生防止



- ・農道や水路の適切な管理

- 多面的機能の発揮
- ・農作業体験を通じた都市住民との交流



- ・周辺林地の下草刈り
- ・景観作物の作付等

- 集落営農化など、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備

<<集落協定における取組事項>>

①必ず実施しなければならない事項【必須事項】

- 集落の将来像等を記載した集落マスタープランの作成・実践
- 農業生産活動等(耕作放棄の発生防止, 農道・水路の維持管理)
- 多面的機能増進活動



②体制整備単価をうけるための前向きな取組【選択事項】

○農用地等保全マップの作成・実践 ……必須要件

○以下の地域の実態に即して, 次のA~Cから1つ以上を選択

◇A要件(次のうち2つ以上を選択)

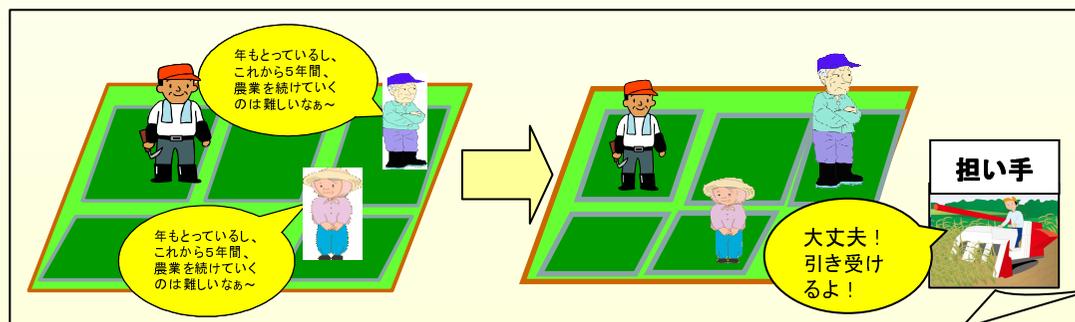
- ・協定農用地の拡大
- ・機械・農作業の共同化
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物等の加工
- ・農業生産条件の強化
- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・多様な担い手の確保
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託

◇B要件(次のうち1つ以上を選択)

- ・集落を基礎とした営農組織の育成
- ・担い手集積化

◇C要件

- ・集团的かつ持続可能な体制整備



③加算措置(規模拡大, 小規模・高齢化集落支援, 法人設立)

3. 事業の実施状況

(1) 取組市町数及び交付率

○県内23市町のうち、対象農用地を有する市町は20市町であり、そのうち18市町で基本方針を策定し、事業を実施している。

○県内耕地面積のうち約60%が制度の対象となる対象農用地(※)となっている中で、耕地面積に対して約37%、対象農用地に対して約62%の農用地に交付金が交付されている。



(平成25年2月28日現在)

- 実施
- 対象農用地があるものの未実施

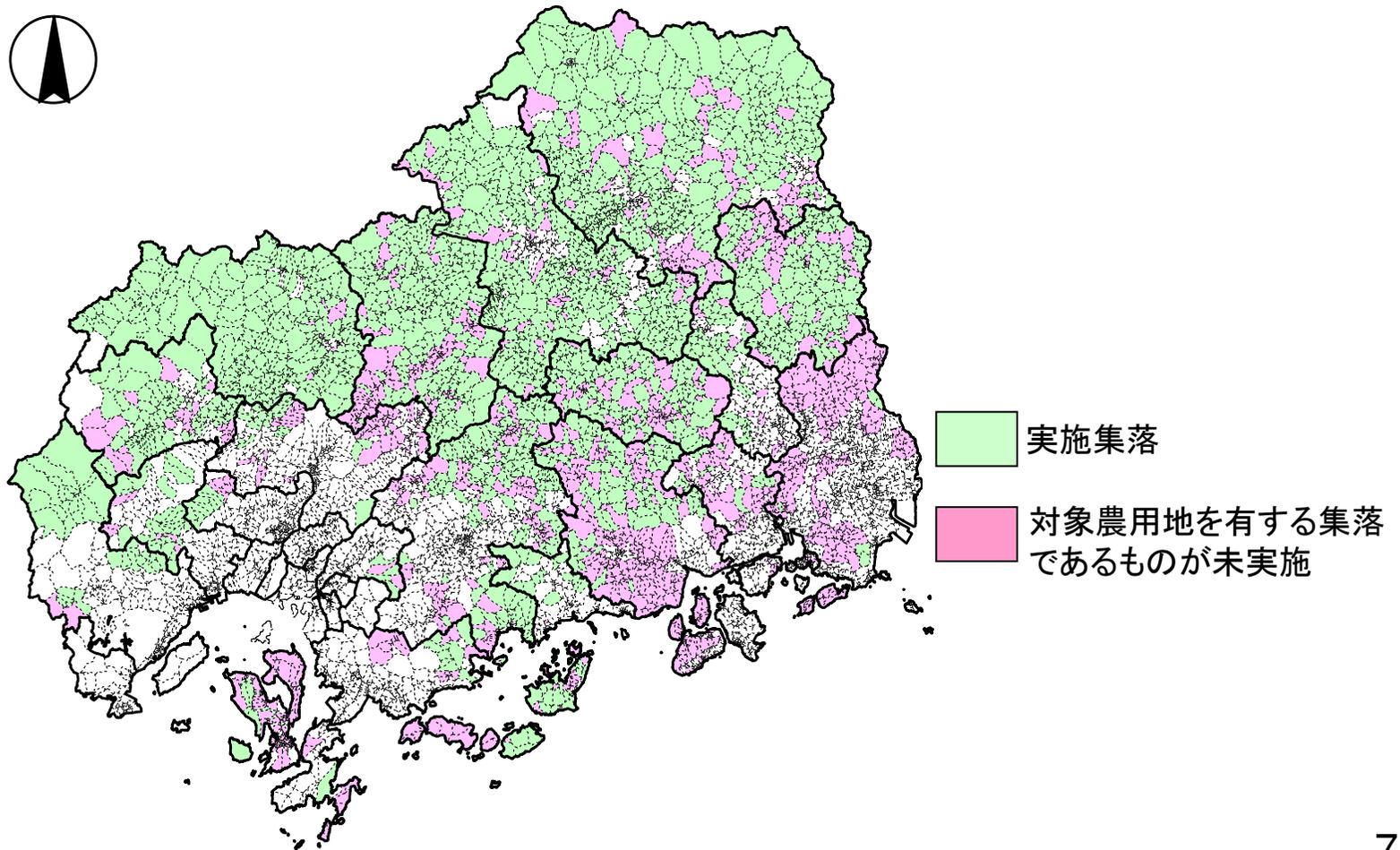
県内市町数	23
対象農用地のある市町数	20
基本方針策定市町数	18
交付市町数	<u>18</u>

A 耕地面積	57,300 ha		
B 対象農用地面積	<u>34,474</u> ha	B/A	60.2%
C 交付面積	<u>21,288</u> ha	C/A	37.2%
		C/B	<u>61.8%</u>

※対象農用地…市町基本方針で定めた、交付の対象となり得る農用地

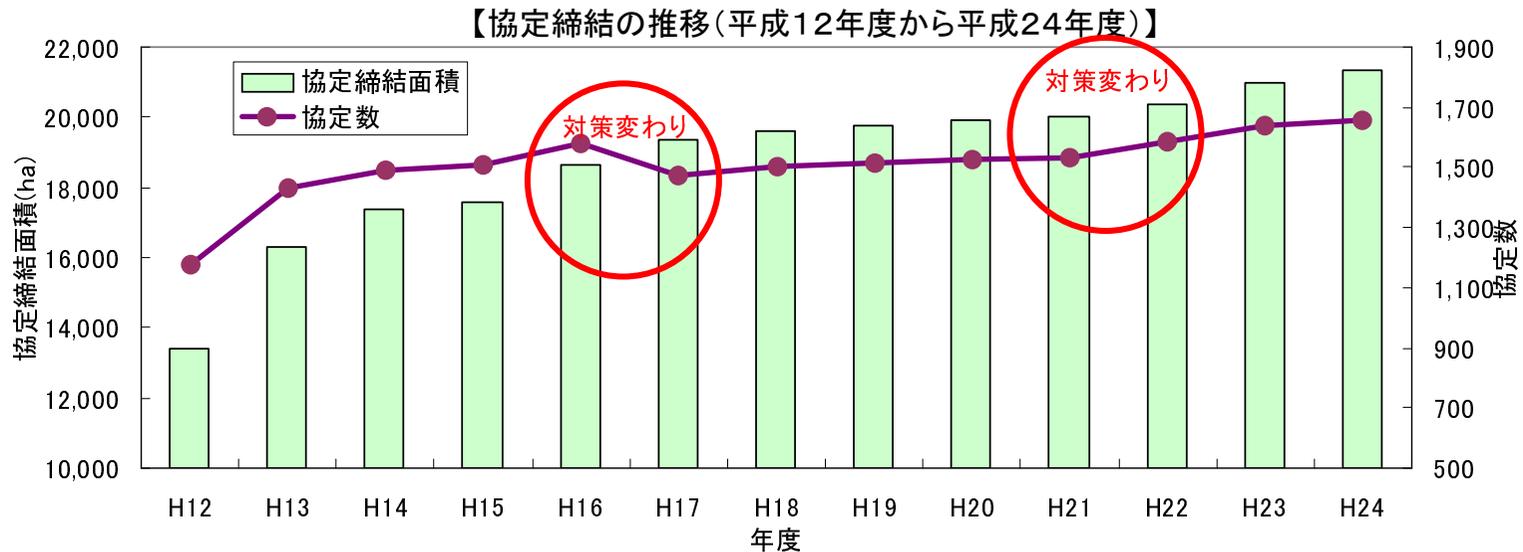
(2) 県内における協定締結状況

○対象農用地を有する3,180センサス集落のうち,1,917センサス集落で協定が締結されている。
○中北部のセンサス集落ではほとんどの集落で,協定締結がされているのに対して,沿岸部のセンサス集落では協定締結が進んでいない集落が多い。



(3) 取組状況の推移

○本制度が始まった平成12年度以降、毎年度取組面積は増加しており、平成24年度では、1,659協定(前年度22協定増)、交付面積は21,288ha(前年度361ha増)で取組が行われている。
 ○第2期対策の最終年度と比較すると、体制整備単価協定が369協定増加したのに対し、基礎単価協定が243協定減少し、第3期対策では体制整備単価への移行が進んでいる。



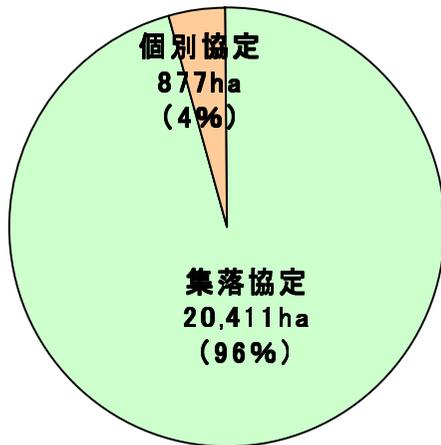
【第2期対策と第3期対策の協定の構成比較】

(単位:協定, ha)

		全体			集落協定			個別協定		
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価	
平成21年度 (第2期最終年度) 実績	協定数	1,533	630	903	1,464	562	902	69	68	1
	交付面積	19,986	10,678	9,308	19,521	10,224	9,297	465	454	11
平成24年度 (第3期中間年度) 見込	協定数	1,659	999	660	1,554	897	657	105	102	3
	交付面積	21,288	14,713	6,575	20,411	13,851	6,560	877	862	15
増減	協定数	126	369	△ 243	90	335	△ 245	36	34	2
	交付面積	1,302	4,035	△ 2,733	890	3,627	△ 2,737	412	408	4

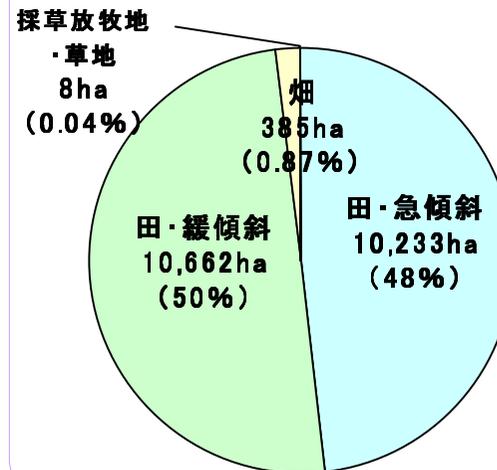
(4) 区分別取組状況

①協定別交付面積(ha)



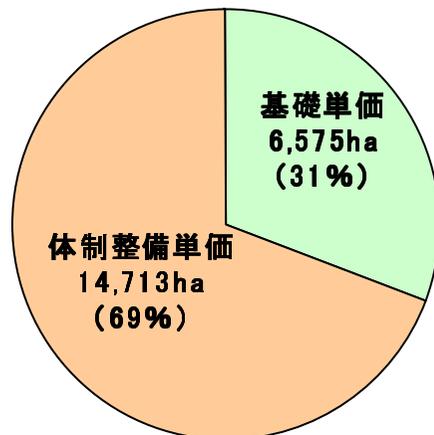
集落協定が96%を占め、集落ぐるみでの取組が進んでいる。一方で、集落法人による個別協定も増加傾向にある。

②地目・基準別交付面積(ha)



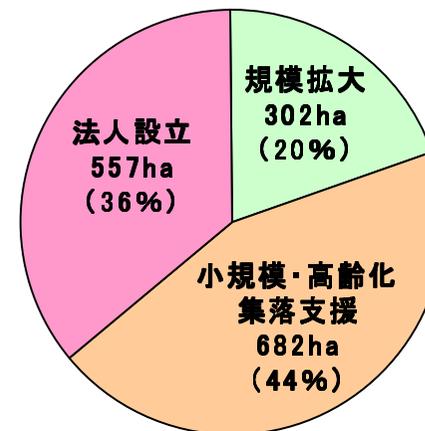
田での取組が98%を占め、水田地帯で取組が進んでいる。傾斜別では急傾斜と緩傾斜がほぼ同程度となっている。

③交付単価別交付面積(ha)



体制整備単価が約7割を占める。要件では、第3期対策から創設されたC要件を選択する協定が約9割を占める。

④加算適用面積(ha)



第3期対策から創設された「小規模・高齢化集落支援加算」に取り組む協定が最も多い。次いで法人設立を要件とする「法人設立加算」に取り組む協定が多い(協定数は25協定)。

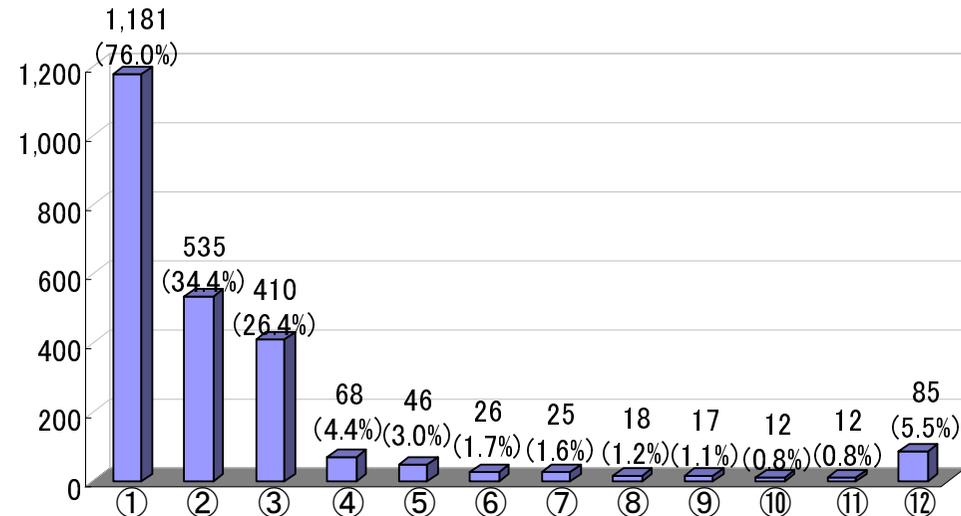
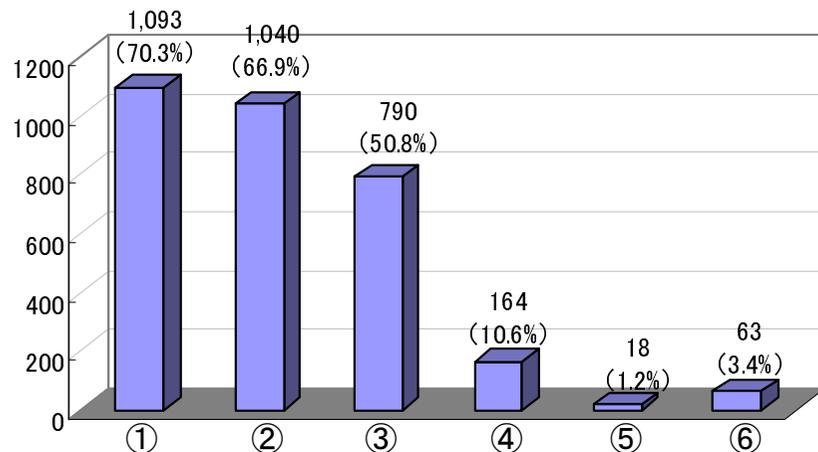
(5) 集落協定における活動取組状況

ア 必須事項

○耕作放棄の防止に係る活動では、「農地の法面管理」、鳥獣害被害対策等として「柵、ネット等の設置」に取り組む協定が多く、次いで、農地の流動化のための「賃借権設定・農作業の委託」に取り組む協定が多い。
 ○農道・水路の管理に係る活動内容では、ほとんどの協定で取り組まれている。
 ○多面的機能の増進に係る活動については、「周辺林地の下草刈」に取り組む協定が最も多く、次いで「景観作物の作付け」が多い。

耕作放棄の防止等の活動	協定数
① 農地の法面管理	1,093
② 農用地への柵、ネット等の設置	1,040
③ 賃借権設定・農作業の委託	790
④ 簡易な基盤整備	164
⑤ 既耕作放棄地の保全管理	18
⑥ その他	63

多面的機能増進活動	協定数	多面的機能増進活動	協定数
①周辺林地の下草刈	1,181	⑦土壌流亡に配慮した営農	25
②景観作物の作付け	535	⑧鳥類の餌場の確保	18
③耐きゅう肥の施肥	410	⑨輪作の徹底	17
④魚類・昆虫類の保護	68	⑩市民農園等の開設・運営	12
⑤粗放的畜産	46	⑪合鴨・鯉の利用	12
⑥緑肥作物の作付け	26	⑫その他	85



イ 体制整備単価の選択事項

○体制整備単価を受ける協定(897協定)では、C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)に取り組む協定が最も多い。
 ○A要件で最も取組が多い活動内容は、「機械・農作業の共同化」で、次いで、「協定農用地の拡大」となっている。

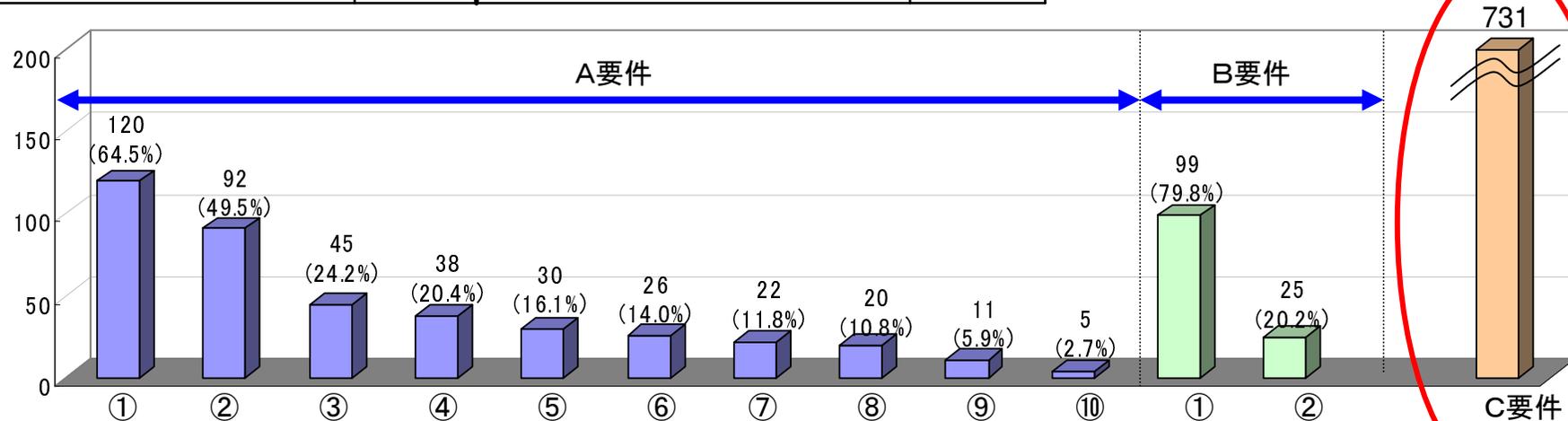
<A要件> 該当協定数:186協定

活動内容	協定数	活動内容	協定数
①機械・農作業の共同化	120	⑥地場産農産物等の加工・販売	26
②協定農用地の拡大	92	⑦認定農業者の育成	22
③農業生産条件の強化	45	⑧高付加価値型農業の実践	20
④担い手への農地集積	38	⑨新規就農者の確保	11
⑤担い手への農作業の委託	30	⑩多様な担い手の確保	5

<B要件> 該当協定数:124協定

活動内容	協定数
①担い手集積化	99
②集落を基礎とした 営農組織の育成	25

<C要件> 該当協定数:731協定



4. 中間年評価の目的と評価方法

○中間年評価は、集落協定等で規定した取組が不十分な集落に対して、改善に向けた適切な指導・助言を行うため、第2期対策から導入された仕組みであり、対策期間の中間年に当たる年度に市町段階、県段階、国段階においてそれぞれ実施するもの。

○県は、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検証し、評価することになっている。

A 協定における取組の自己評価・市町評価

①実施協定による自己評価

- ・中間年での実施状況
- ・目標の達成見込み



②市町による協定毎の評価

取組事項毎に次の評価区分により評価し、その結果に基づいて、協定毎に総合評価する。

【評価区分】

- ◎：優良（高い達成が見込める）
- ：適当（今のままで達成が見込める）
- △：要指導・助言（指導・助言により改善が見込まれる）
- ×：返還等（指導・助言しても改善が見込まれない）

【総合評価】※集落協定の場合

取組毎の評価における評価区分の個数により区分

優：◎または○が6以上かつ×がない場合

良：◎または○が4以上かつ必須事項に×がない場合

可：×が必須事項にない場合

不可：×が必須事項にある場合

B 市町及び協定における制度の成果と課題の評価（アンケート調査）

○対象者

- 市町
- 集落協定代表者

○アンケートの内容

- ①制度の効果
 - 耕作放棄の抑制
 - 鳥獣害被害の防止効果
 - 多面的機能の発揮
 - 地域・集落の活性化に対する寄与 等
- ②前対策との比較
 - 年齢構成の比較
 - 制度改正点に対する取組状況
- ③協定締結に至る経緯
 - 話し合い回数・期間
 - 集落での課題の変化
- ④周辺住民の理解の状況
- ⑤制度に対する意見

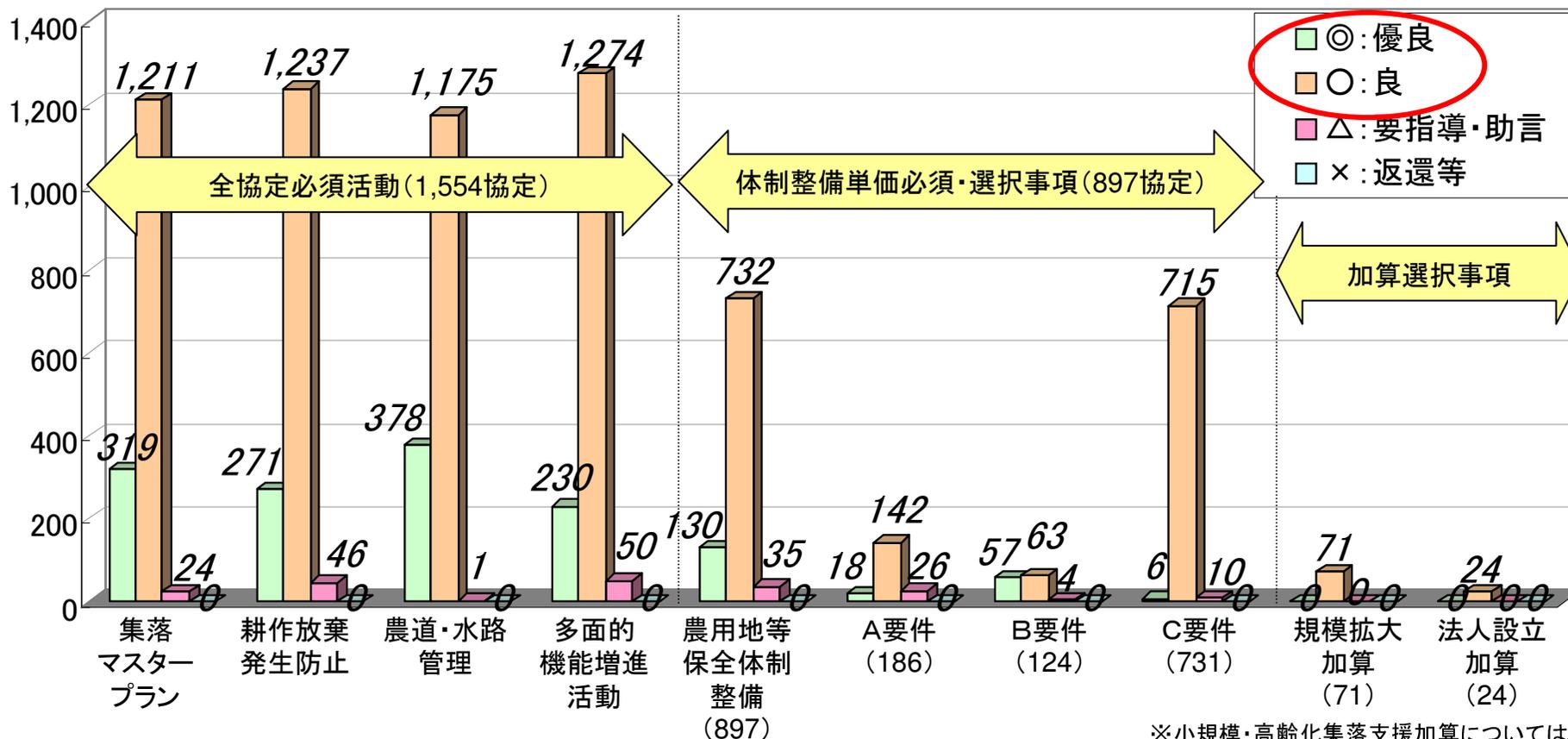


5. 市町の協定に対する評価結果

(1) 集落協定に対する評価結果

ア 活動項目別の評価結果

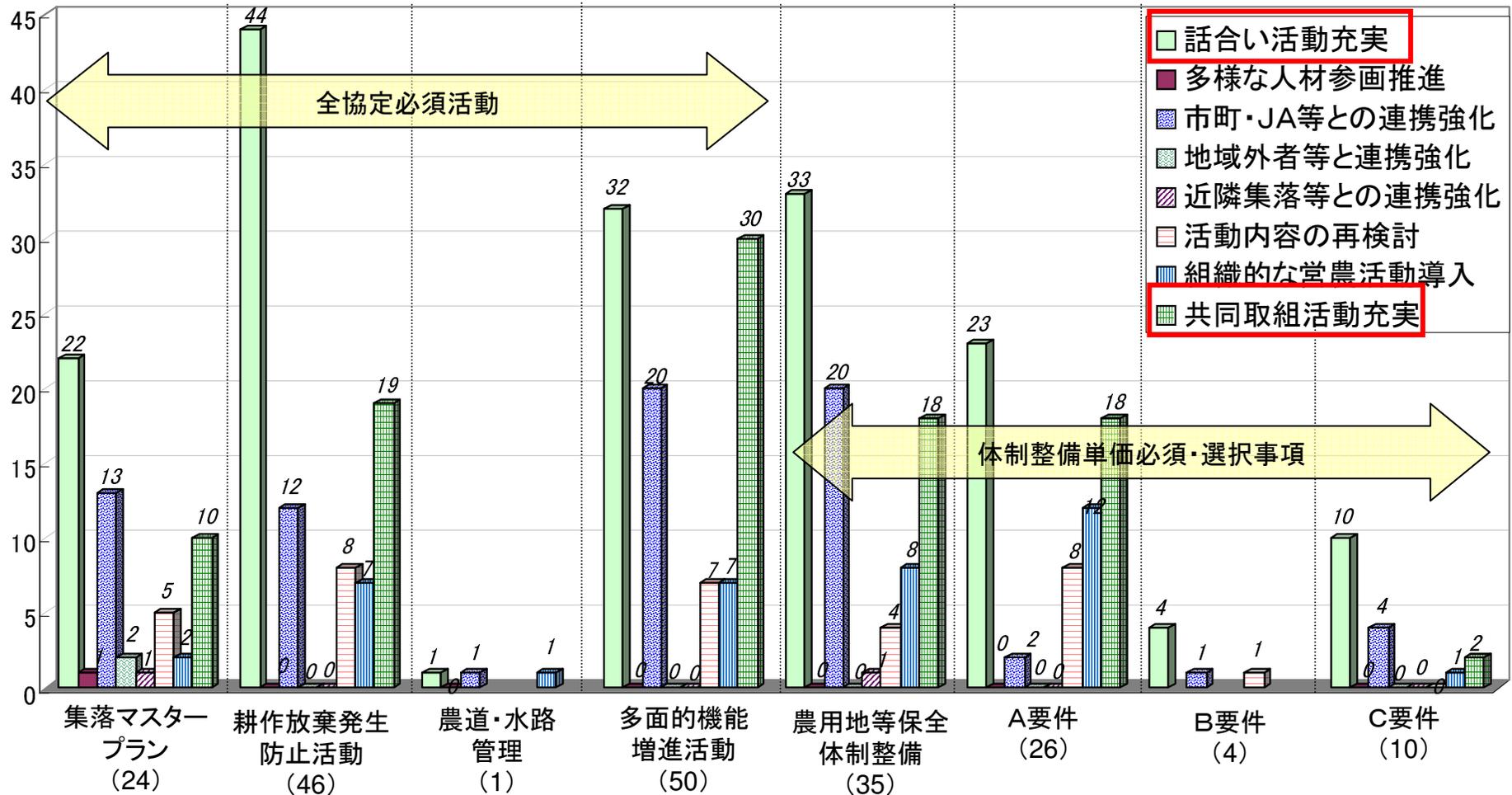
○必須事項においては、すべての項目において、ほとんどの協定で「◎：優良」または「○：良」と評価されており、協定の取組により着実に耕作放棄地の防止等が実施されている。
 ○体制整備として取り組む事項においては、ほとんどの協定で「◎：優良」または「○：良」と評価されており、将来にわたって農業生産活動を維持できる体制作りが着実に進んでいる。
 ○加算措置については、全ての取組協定で「○：良」の評価となっている。



※小規模・高齢化集落支援加算については、評価不要のため、記述せず

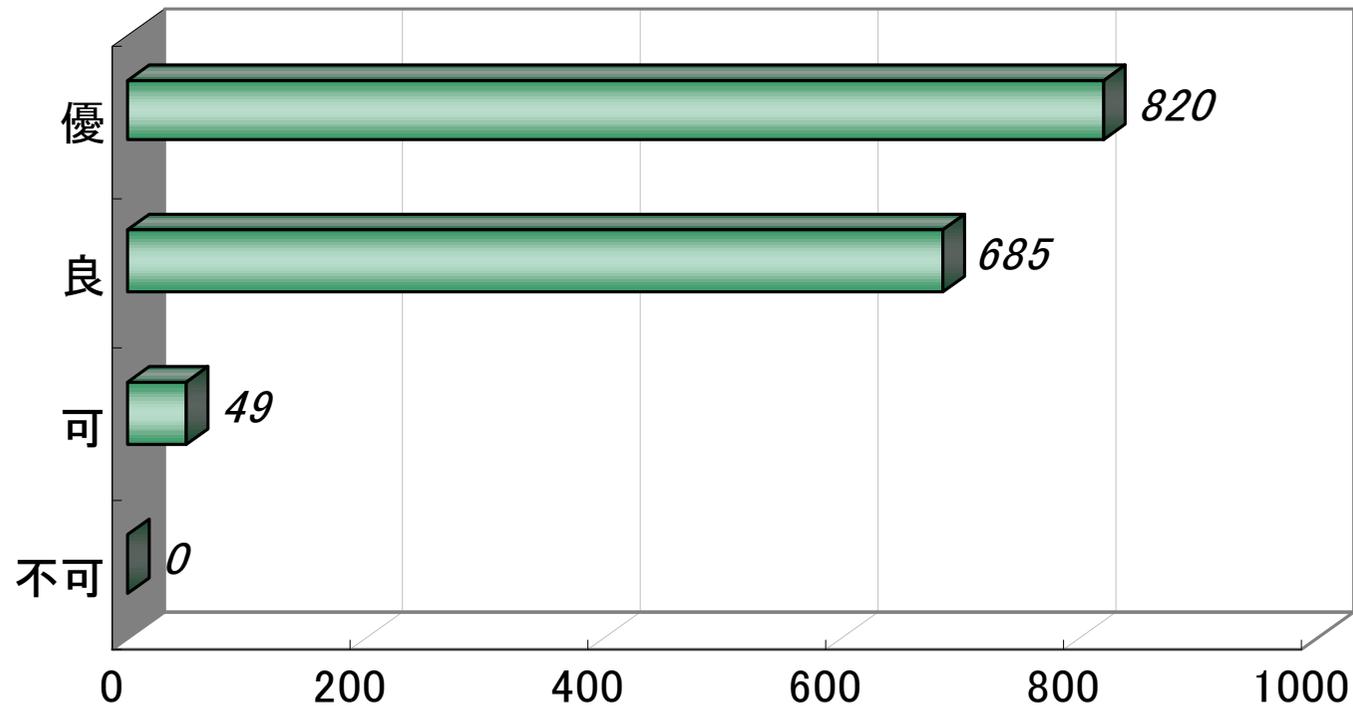
イ 協定に対する市町の指導・助言の内容

○市町が指導, 助言が必要とした活動項目は, 「多面的機能増進活動」に対するものが最も多い。
 ○指導・助言内容は, 「話し合い活動の充実」が突出して多く, 次いで, 「共同取組活動の充実」となっている。



ウ 総合評価

○市町が実施した総合評価の結果は、全協定1,554協定に対して、「優」が820協定、「良」が685協定となっており、集落での取り組みはおおむね順調である。



【総合評価の基準】

取組毎の評価における評価区分の個数により区分

優: ◎または○が6以上かつ×がない場合

良: ◎または○が4以上かつ必須事項に×がない場合

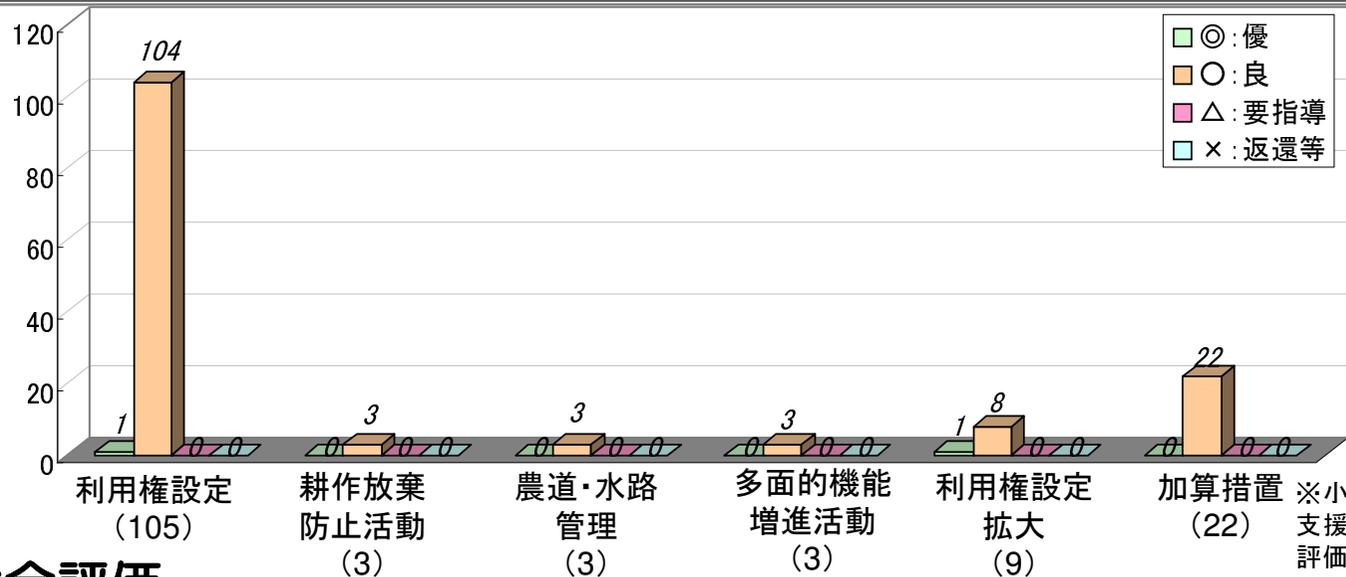
可: ×が必須事項にない場合

不可: ×が必須事項にある場合

(2) 個別協定に対する評価結果

ア 活動項目別の評価結果

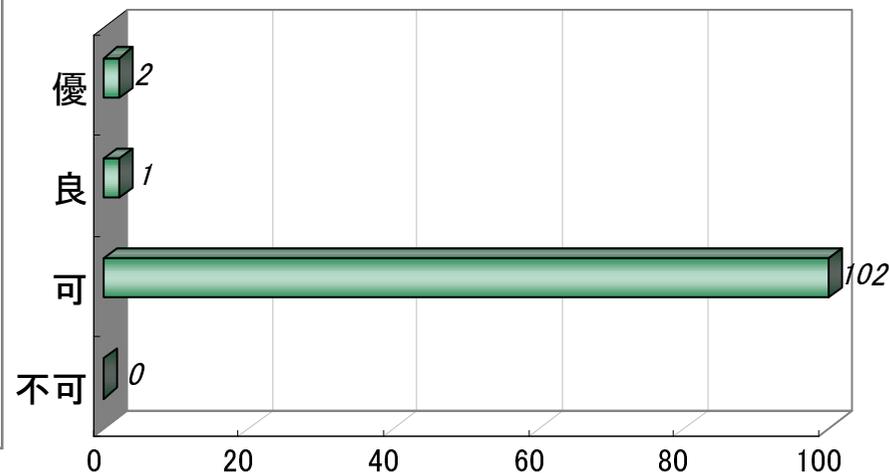
いずれの項目についても、着実な実施がされているという評価になっている。
 なお、市町による指導・助言を行った協定はない。



イ 総合評価

本県においては、自作地を含まない協定が大半であるため、「可」の評価が多い。

※自作地を含まない協定は、必須活動が1項目のみであり、他の項目を選択しない場合は、総合評価は「可」となる。



【総合評価の基準】

取組毎の評価における評価区分の個数により区分
 優: ◎または○が5以上かつ×がない場合
 良: ◎または○が3以上
 可: ◎または○が1以上

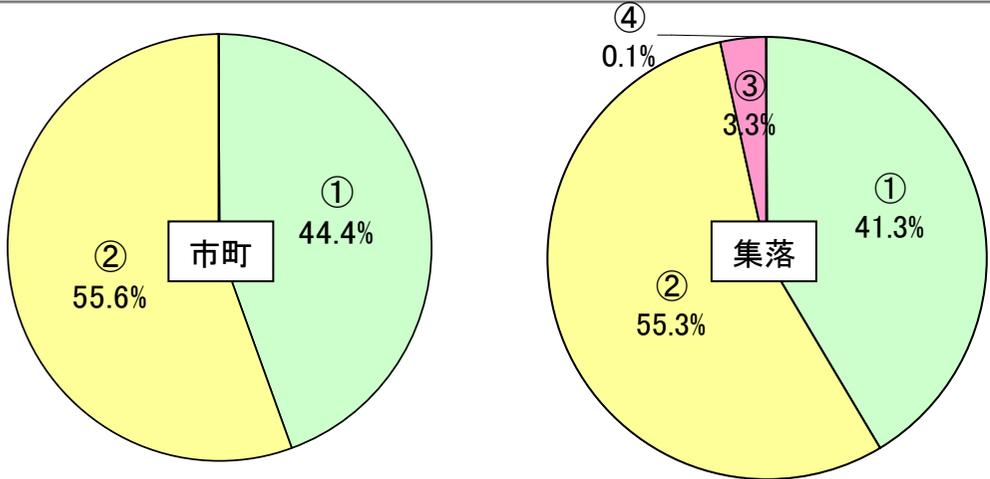
6. 制度の評価

項目1 耕作放棄の発生抑制

○市町及び集落のいずれも、本制度が耕作放棄の発生抑制に効果があると評価している。
 ○市町及び集落のいずれも、本制度がなかった場合に一定程度、耕作放棄されると想定しているが、市町が思うほど、集落は耕作放棄されると評価していない。

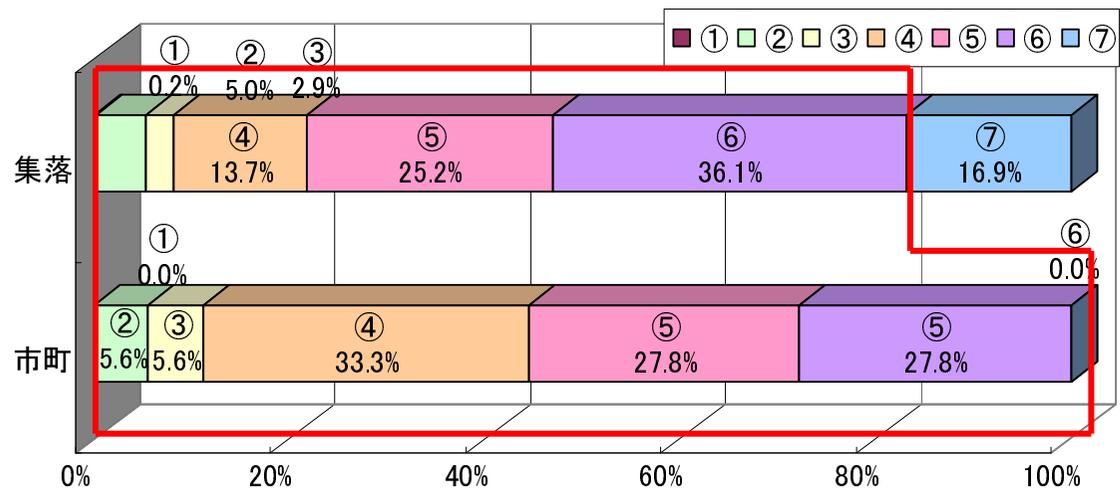
Q 本制度は耕作放棄地の増加を防止する効果があると思いますか。

①非常に大きな効果がある。
 ②それなりの効果がある。
 ③あまり効果はない。
 ④まったく効果はない。

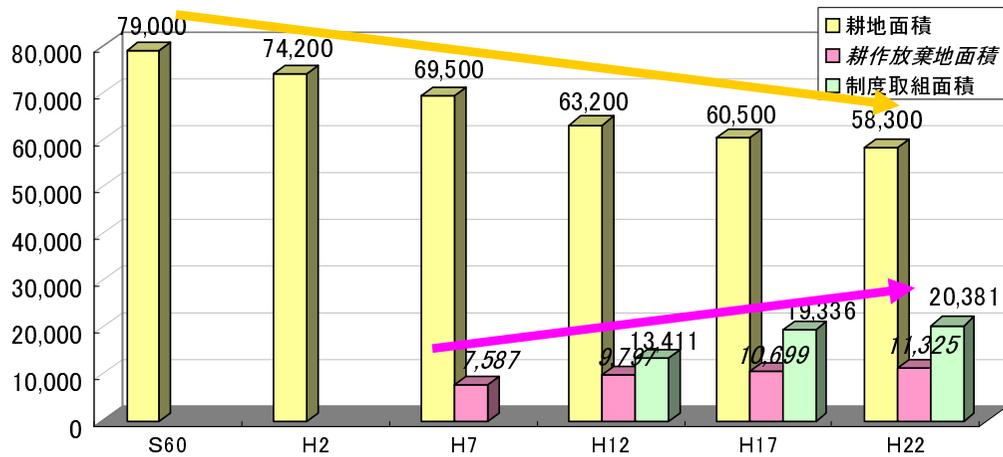
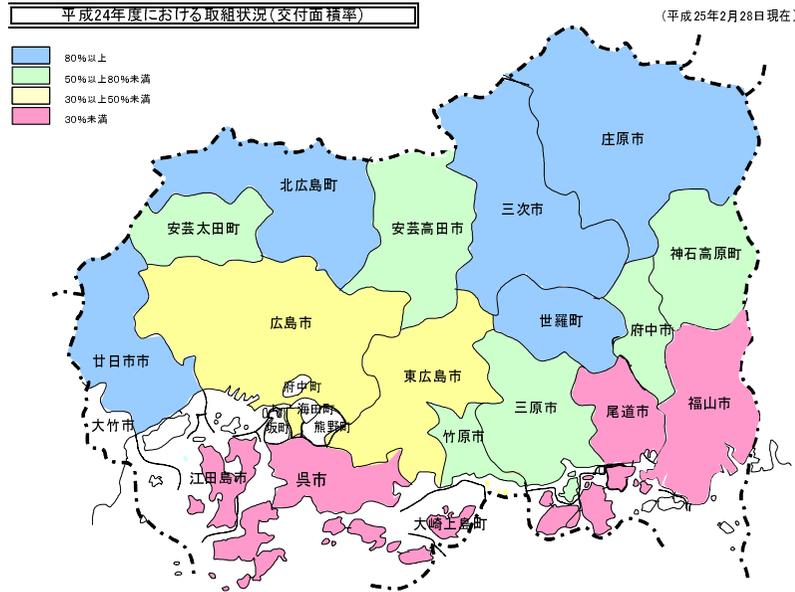


Q 本制度で取り組んでいなければ、当該協定農用地については、平成22年度から平成26年度の5年間でどれくらいの農用地が耕作放棄されるとと思いますか。

①すべて
 ②5割以上
 ③4割程度
 ④3割程度
 ⑤2割程度
 ⑥1割程度
 ⑦耕作放棄されない



○交付面積率(対象農用地に対する交付面積の割合)は、中北部では高いが、沿岸・島嶼部では低くなっている。一方、耕作放棄地率では、中北部で低く、沿岸・島嶼部で高くなっており、これらの傾向は交付面積率と反比例している。



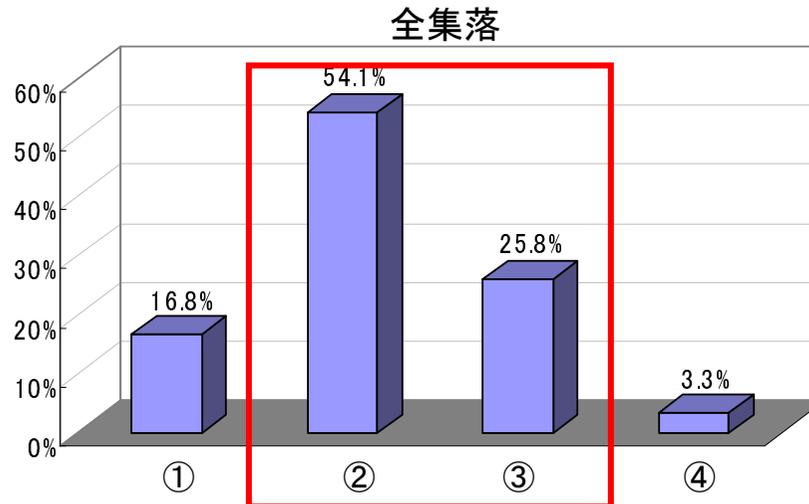
耕地面積が年々減少し、耕作放棄地面積が増加する状況において、耕作放棄の発生を防止し、農用地の維持を図る本制度の意義は高い。

項目2 農村環境の変化

○共同作業については、協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答する集落が約8割を占める。
 ○鳥獣害被害防止対策については、約8割の集落が取り組んでおり、約8割の集落が一定程度、被害面積が減ったと評価している。

Q 農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況について、協定締結前と現在ではどのように変わりましたか。

- ①協定締結前から活発に行われている。
- ②協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった。
- ③協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった。
- ④協定締結前からあまり行われていない。

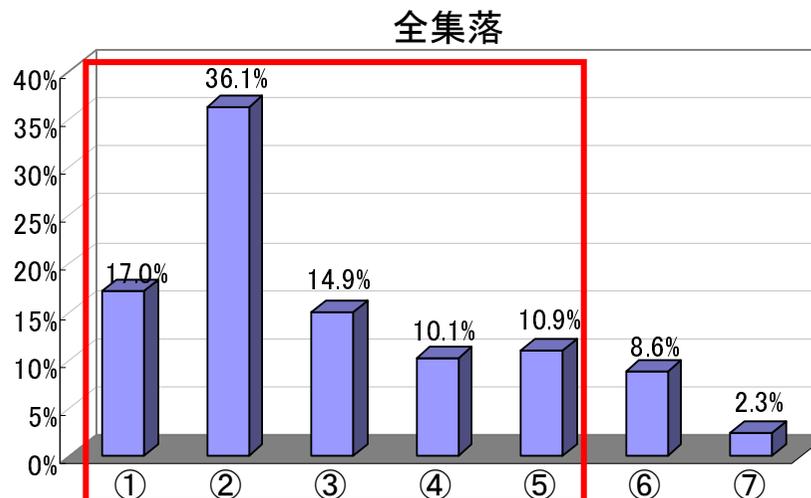


共同作業が行われなかった集落が、協定締結を契機として共同作業に取り組みはじめた。

集落で鳥獣害被害対策に取り組むことは、集落ぐるみでの対策を講じる（集落を囲むように侵入防止柵の設置など）ことができ、一定の効果につながっている。

Q 鳥獣による当該協定農用地の被害面積は、協定締結前と現在ではどれくらい変わりましたか。

- ①被害はなくなった
- ②5割以上減った
- ③3割程度減った
- ④1割程度減った
- ⑤変わらない
- ⑥被害は増えた
- ⑦わからない

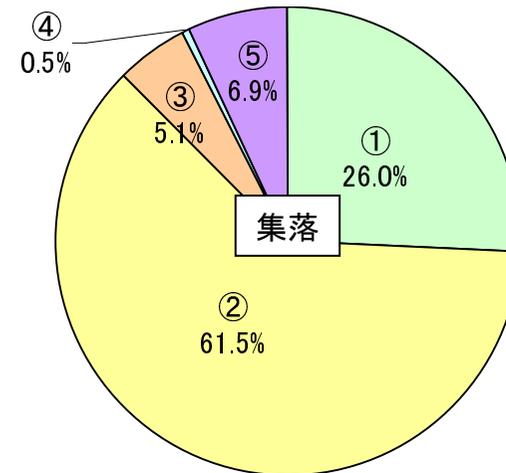
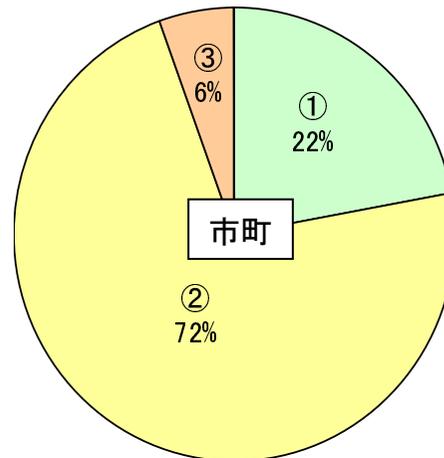


項目3 多面的機能の維持・発揮

○市町及び集落協定のいずれも、当制度が多面的機能の維持・発揮に効果があると評価している。
 ○具体的な効果としては、市町・集落のいずれも「景観の保全」が最も多く、次いで「災害の抑制」に効果があったと感じている。

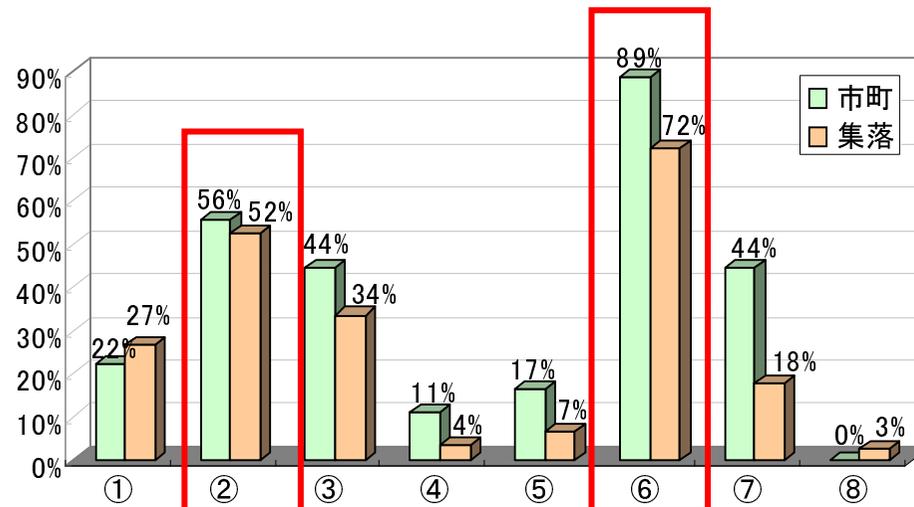
Q 本制度は、国土保全や保健養機能等の多面的機能を増進、維持保全する効果があると思いますか。

- ①非常に大きな効果がある。
- ②それなりの効果がある。
- ③あまり効果はない。
- ④まったく効果はない。
- ⑤わからない



Q 多面的機能の増進または発揮として具体的にどのような効果があったと感じますか。【複数回答可】

- ①生態系の保全
- ②災害の抑制
- ③水源の涵養
- ④観光・保健休養の場の提供
- ⑤情操教育
- ⑥景観の保全
- ⑦地域社会・文化の保全
- ⑧その他



農業生産活動等を通じた国土の保全



東広島市宇山



呉市沖友

景観の保全・情操教育



廿日市市細井原

観光・保健休養の場の提供



三次市石原



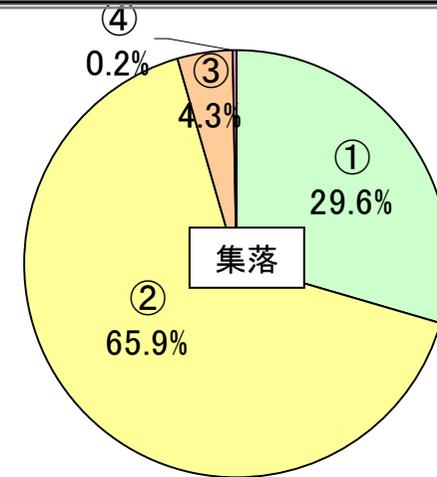
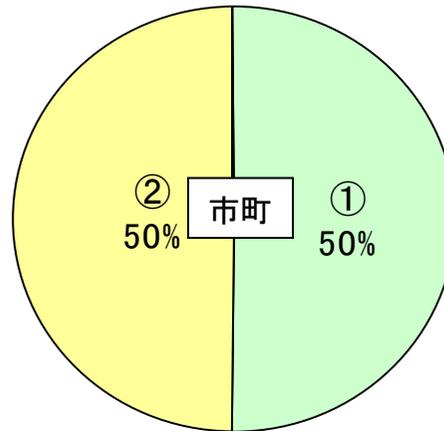
三次市本谷

項目4 地域・集落の活性化

- 市町及び集落のいずれも、本制度は地域・集落の活性化に効果があると評価している。
- 協定締結前後での集落での話し合いの変化は、協定締結を契機に活発となったとする回答が7割を占める。
- 取組区分別に話し合いの変化をみると、体制整備単価集落では締結前から活発に行われている比率が高く、一方、基礎単価集落では、活発化していない比率が高い。

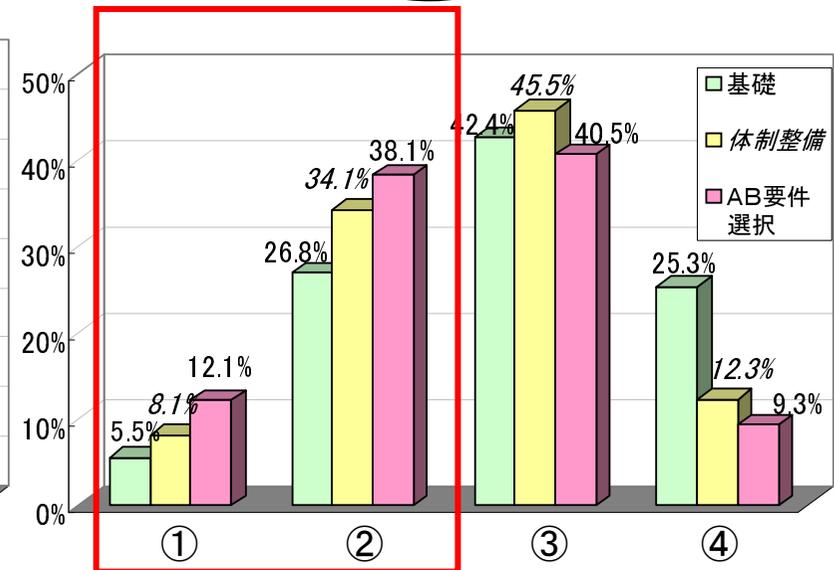
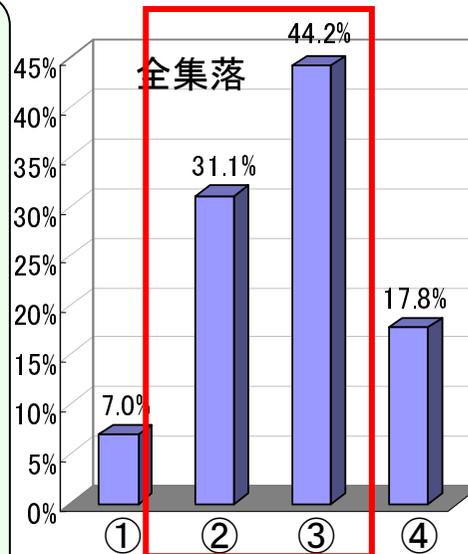
Q 本制度は、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると思いますか。

- ①非常に大きな効果がある。
- ②それなりの効果がある。
- ③あまり効果はない。
- ④まったく効果はない。
- ⑤わからない



Q 集落の活性化や将来に向けた話し合いについて、協定締結前と現在ではどのように変わりましたか。

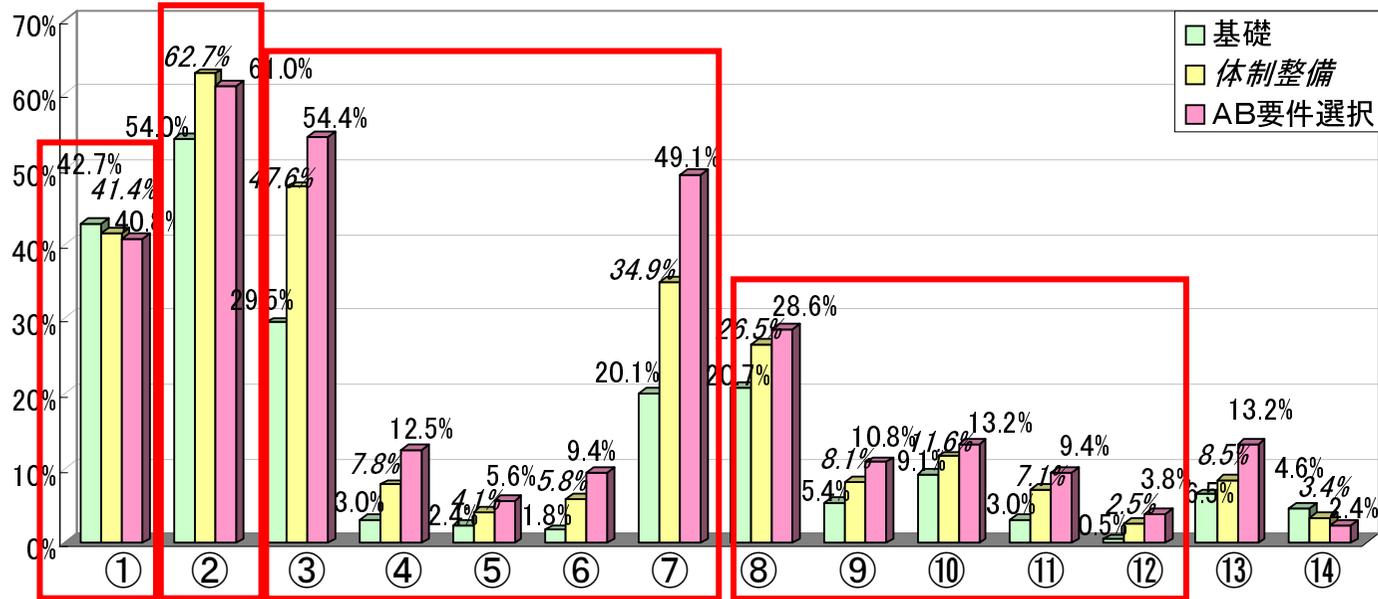
- ①協定締結前から活発に行われている。
- ②協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった。
- ③協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった。
- ④協定締結前からあまり行われていない。



○協定締結前後の変化として、「集落活動に対する住民の意識の高揚」をあげる協定が最も多く、次いで、「住民とのつながりが深まった」をあげる協定が多かった。

Q 話し合いがきっかけとなり、協定締結前と現在で何が変わったと感じますか。【複数回答可】

- ①住民とのつながりが深まった
- ②集落活動に対する住民の意識が高まった
- ③農作業の共同化の取組が始まった
- ④高付加価値型農業の取組が始まった
- ⑤新規就農者の確保に向けた取組が始まった
- ⑥認定農業者の育成に向けた取組が始まった
- ⑦担い手への農地集積や作業委託への取組が始まった
- ⑧景観作物の作付け等により集落の環境がよくなった
- ⑨伝統芸能や祭りなど、集落のイベントが復活した
- ⑩他の集落等との共同の取組が始まった
- ⑪都市住民等との交流活動が始まった
- ⑫自然生態系の保全等学校等教育機関との連携、NPO法人等と連携した活動が始まった
- ⑬地場産農林水産物の直売・加工・販売が始まった
- ⑭その他



基礎単価集落より体制整備単価集落の方が、農業の体制強化に向けた項目をあげる傾向が高く、AB要件を選択する協定では、より一層高い。

項目5 集落維持に向けた機運の高揚

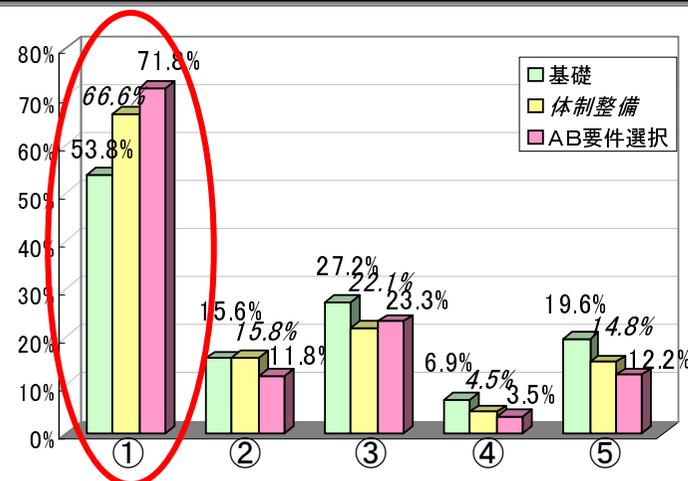
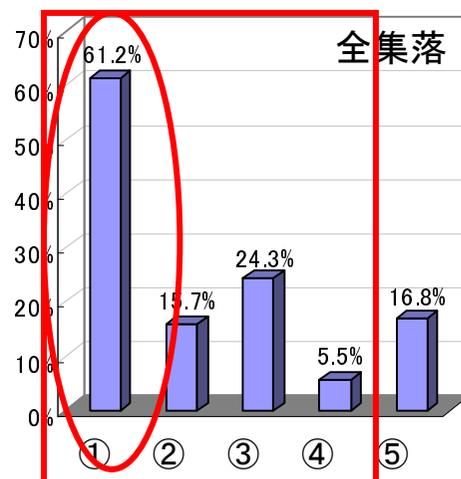
○約8割の集落で、将来の担い手になることが期待される者が「存在する」と回答しており、その者の居住地は、「協定集落内」が最も多い。

○取組区分別では体制整備単価集落では約7割で集落内に担い手見込み者が存在するのに対し、基礎単価集落では、5割となっている。

○協定集落外にいる担い手が集落に戻ってくる予定は、約半数の集落で戻ってくる見込みが薄いと回答している。

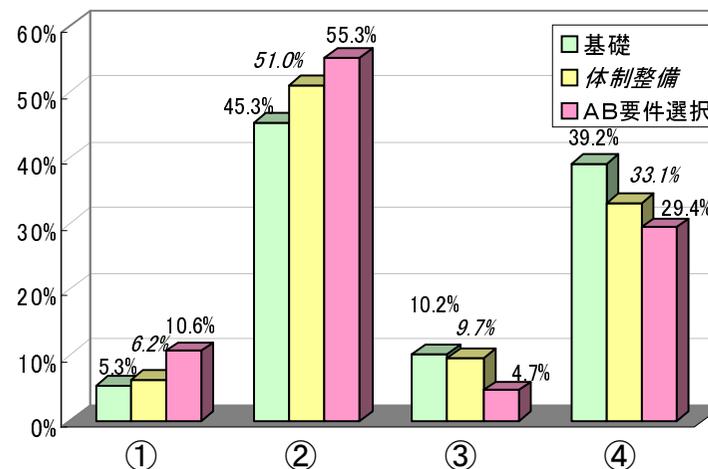
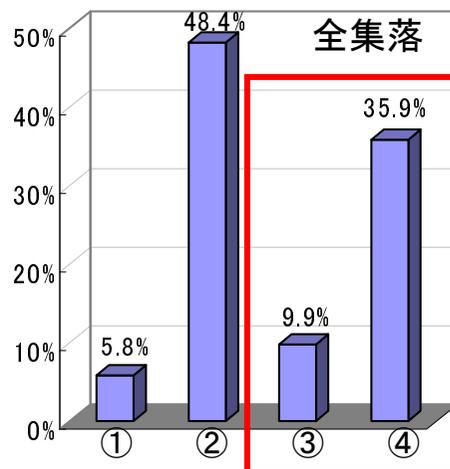
Q あなたの集落で今後、農業生産活動等の担い手になることを期待されている人はどちらに住んでいますか。

- ①協定集落内
- ②同一市町村内の別集落
- ③同一県内の別市町村
- ④他の都道府県
- ⑤該当する者のあてがない



Q 協定集落外にいる担い手として期待される者は、将来的に集落に戻って来る予定がありますか。

- ①3年以内に戻ってくる予定の者がいる。
- ②いずれ戻ってくる予定の者がいる
- ③戻ってくる予定はない
- ④わからない

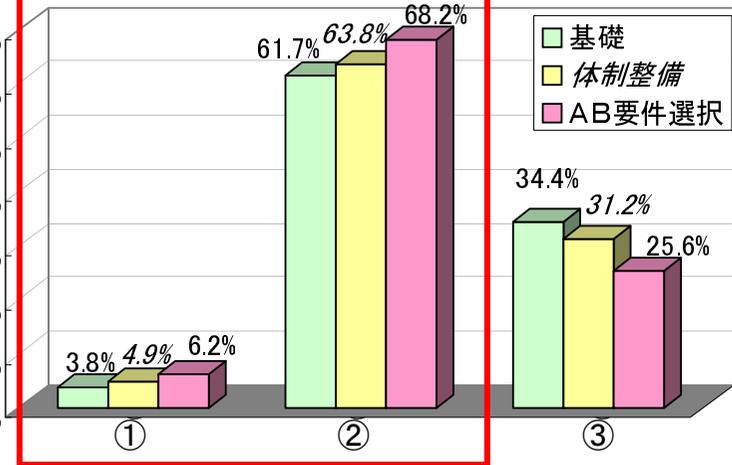
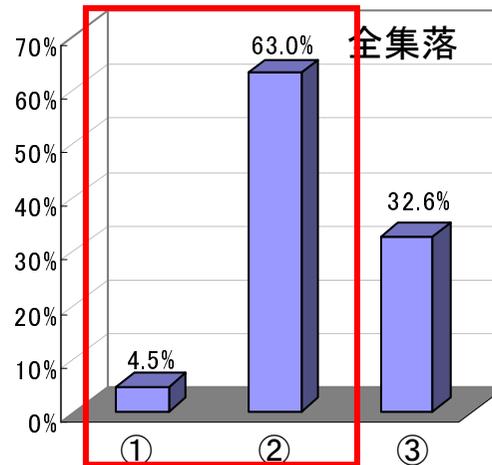


○将来の担い手見込み者が存在していると回答する集落が多いものの、集落外からの人材確保の必要性を感じている集落は過半数を超えており、取組区分別では、基礎単価集落より体制整備単価集落の方が必要性を感じている。

○人材を受け入れる課題として、「働く場と住まいの確保」が最も多く、次いで、「移住者を歓迎する集落の意識改革」となっている。

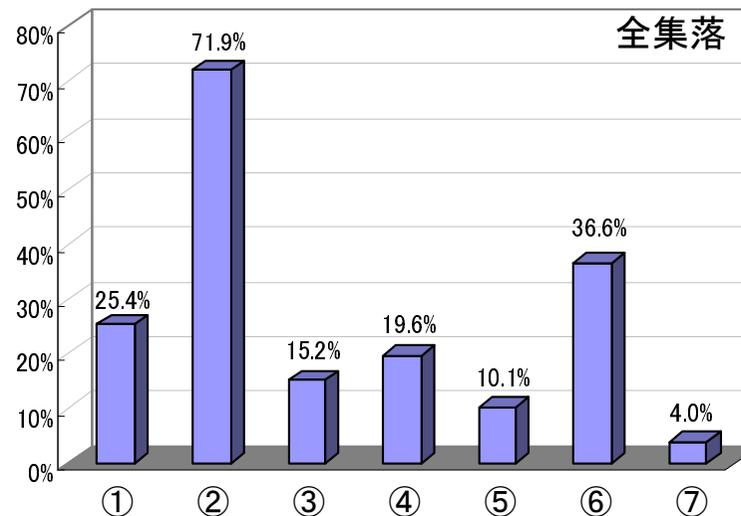
Q あなたの集落では、定住人口の増加や地域・集落の活性化を図るため、集落の外から人を受け入れるための取組をしていますか。

- ①している
- ②していないが、必要性を感じている
- ③していないし、必要性を感じない



Q 外部から人を受け入れるための課題は何ですか(複数回答可)

- ①外部人材受入れの取組に必要な経費
- ②移住者の働く場と住まいの確保
- ③市町村等との連絡・調整を行う者の確保
- ④移住者を支援する組織の立上げ
- ⑤移住者募集情報の発信方法
- ⑥移住者を歓迎する集落の意識改革
- ⑦その他



体制整備単価集落は集落の維持に対して危機感を持っている傾向が高く、取組を行っている比率も高い。

項目6 農業に関する担い手確保効果

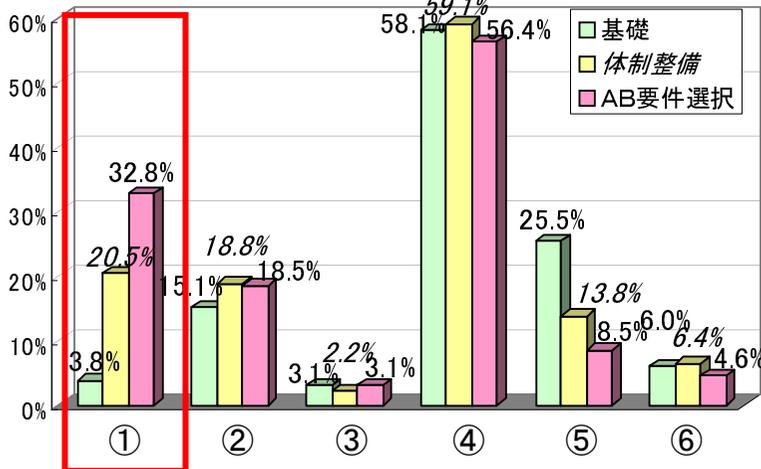
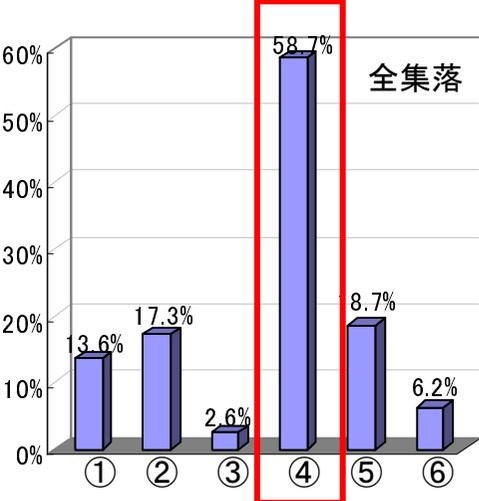
○本制度が「担い手確保について話し合うきっかけになった」とする集落が約6割を占め、法人化や農業後継者の確保につながったとする集落もあった。

○取組区分別では、体制整備単価集落で法人化につながった等の効果があった集落が多い一方、基礎単価集落では特に役立っていないと評価するものが多い。

○おおむね10年後を担う農業の担い手は、8割の集落で不十分な状況にある。取組区分別では、体制整備単価集落で、担い手が存在すると回答した集落が多く、基礎単価集落では2割が担い手がないと回答している。

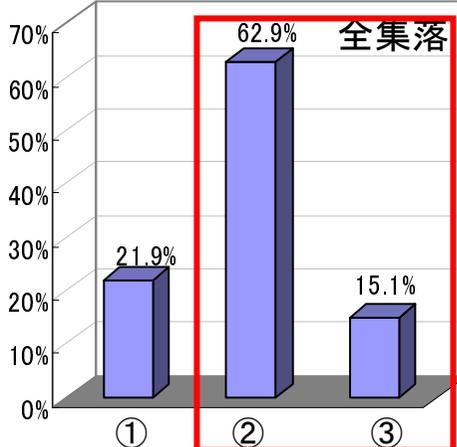
Q 本制度が担い手育成に役立ったことはありませんか。【複数回答可】

- ① 集落営農の法人化につながった
- ② 農業後継者の確保につながった
- ③ 農業参入企業の集落内での営農開始につながった
- ④ 担い手確保について話し合うきっかけになった
- ⑤ 役立っていない
- ⑥ その他



Q 現在、おおむね10年後の集落の農業を担う担い手はいますか。

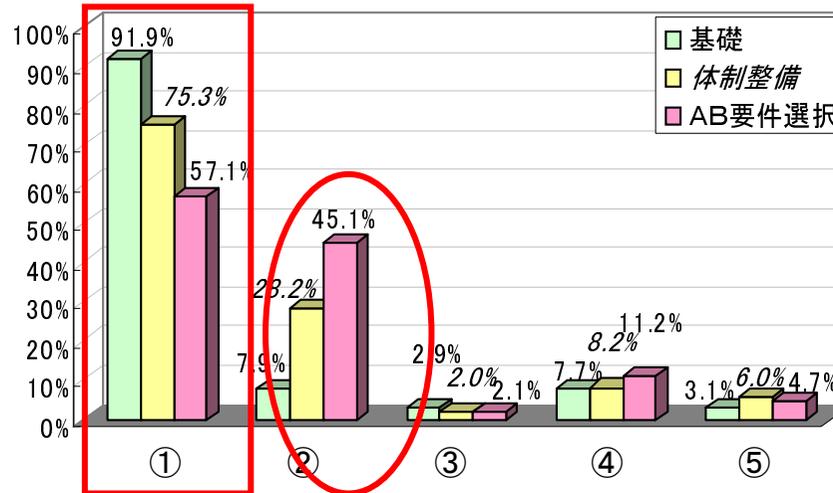
- ① いる
- ② いるが、不十分
- ③ いない



○10年後の担い手とする者については、「個人の農業者」が最も多く、次いで、「農業生産法人」となっている。
 ○取組区分別では、基礎単価集落では個人の農業者が9割以上を占め、農業生産法人の比率は体制整備単価集落で高くなっている。
 ○担い手確保に向けての取組状況では、「話し合いを行っていない」集落が基礎単価集落では多く、体制整備単価集落では対策に向けて積極的に取り組んでいる傾向がある。

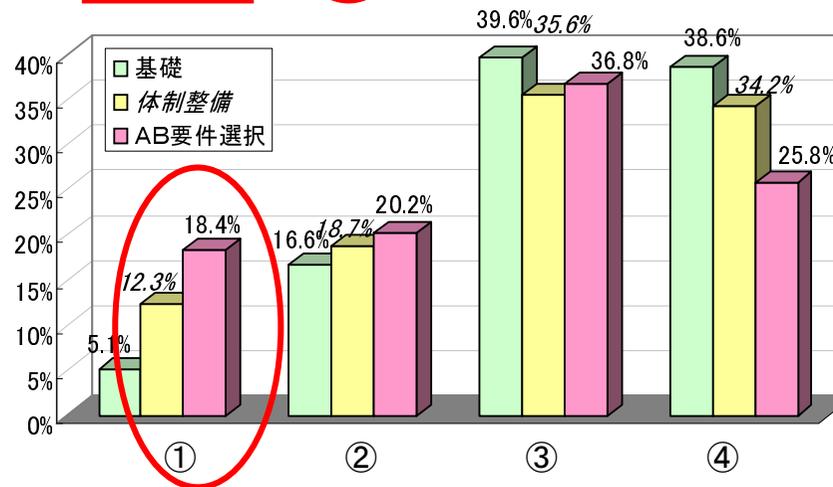
Q おおむね10年後の集落の農業の担い手とは、次のどれに該当しますか。【複数回答可】

- ①個人の農業者
- ②農業生産法人
- ③農業参入企業
- ④一般農業法人
- ⑤その他



Q 担い手確保に向けての取組状況を教えてください。

- ①話し合いを行った結果、実際に対策に取り組んでいる
- ②話し合いを行い、今後、対策に取り組む予定
- ③話し合いを行い、対策を検討中
- ④話し合いを行っていない



体制整備単価集落は担い手が比較的存在しているにも関わらず、担い手確保対策に取り組んでいる比率が高く、集落の農業の維持に対して危機感を持っている傾向が高い。

項目7 集落法人の運営への寄与

◇広島県が地域の担い手として設立を推進する「集落法人」に対して、取組状況の調査を行った。

※回答数:174法人/215法人(回答率:80.1%)

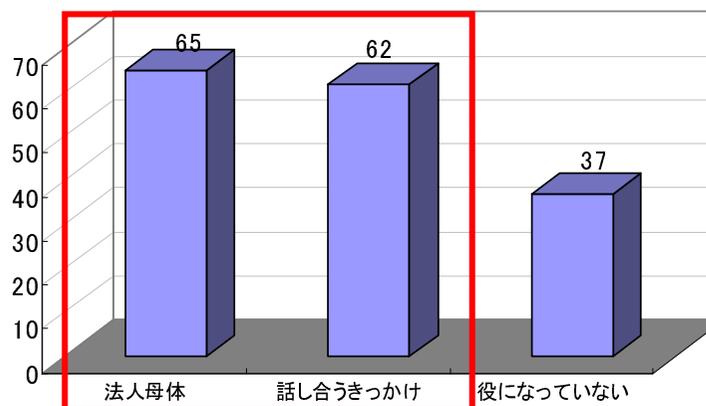
○回答のあった法人が経営する協定農用地面積は約3400haで、県の取組面積の約15%以上を占めていた。

○集落協定が法人設立にあたって、「法人母体となっている」(65法人)、「法人化について話し合うきっかけになった」(62協定)と回答する法人が多く、集落協定での取組が法人化に大きく寄与している。

○法人の運営においても、「話し合いの場づくりと財源確保」、「農地集積率向上」、「集落ぐるみの鳥獣害対策の実施」など、集落協定が大いに寄与している。

Q 集落協定は法人を設立するために役立ちましたか。

- ①集落法人の母体になっている
- ②法人化について話し合うきっかけになった
- ③特に役立っていない



Q 協定に参加してよかったこと・悪かったことを教えてください【抜粋】

○集落での話し合いの場づくりと財源が確保できた

○法人の集落内農地の集積率向上に役立っている

○交付金で購入した機械を賃借使用で設備投資の抑制

○農地、農道、水路の管理が十分実施できる

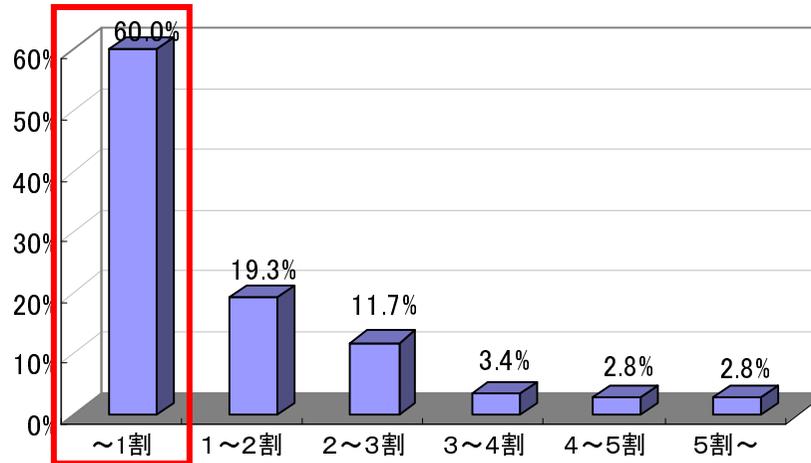
○集落ぐるみで鳥獣害対策ができた

○地区を共同で守る精神の意識高揚。非参加者が一部あり、疎外感を持たれる。

○法人経営に交付金が及ぼす影響では、交付金が法人収入の1割未満とする6割を占め、金額的には法人経営の一助にすぎないが、交付金がなくなった場合には、法人の6割が「非常に経営に影響がある」と答え、金銭面だけでない、交付金の意義がうかがえる。

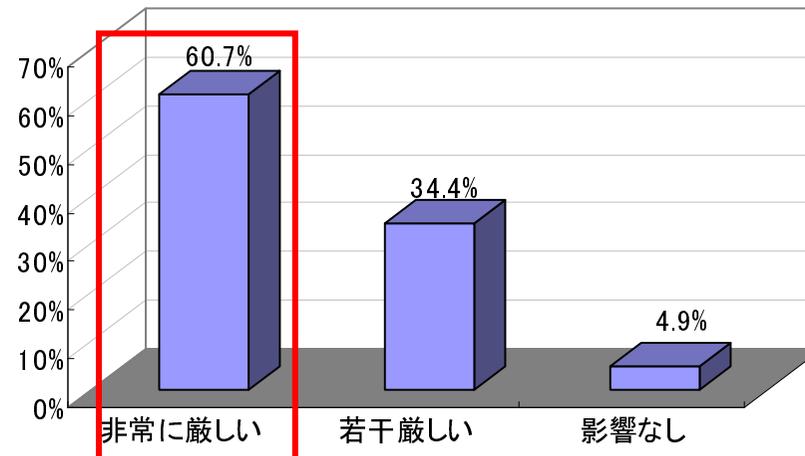
Q 法人が受け取った交付（予定）額が法人の収入に占める（予定の）割合を教えてください。

- ①1割未満
- ②1割程度
- ③2割程度
- ④3割程度
- ⑤4割程度
- ⑥5割以上



Q 仮に交付金がなくなった場合、法人経営への影響等について教えてください。

- ①非常に厳しい
- ②若干厳しい
- ③特に影響はない



【参考】
平成23年集落法人経営（平均）
（円/10a）

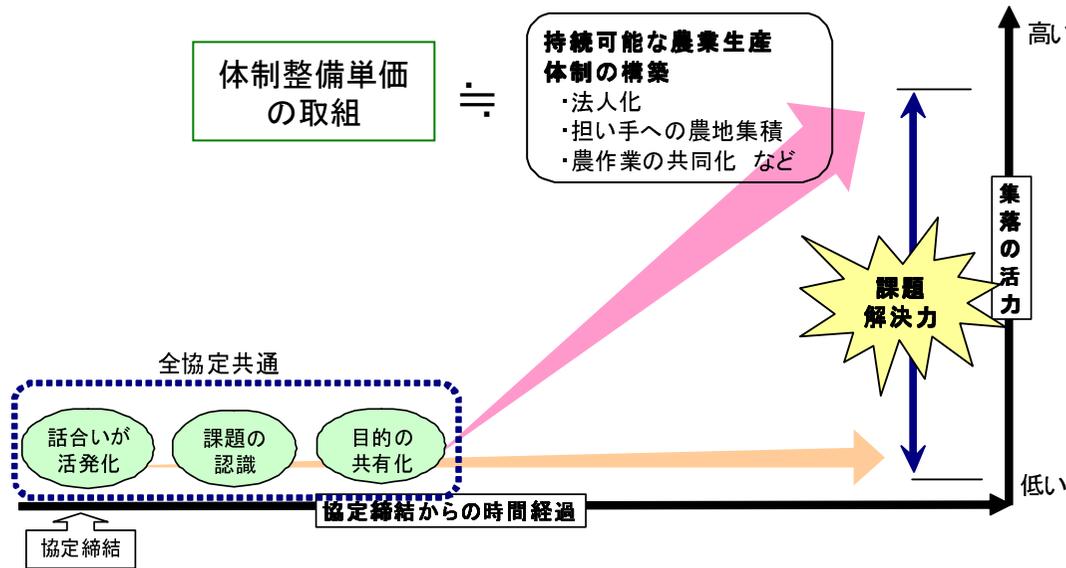
売上高 91,948	売上原価 50,143
	販売費及び一般管理費 10,151
営業外費用 753	作業委託費 16,421
	支払地代 8,401
	集落還元額 53,893
営業外収益 35,781	労務費 29,071
	経常利益 12,789

7 評価結果を踏まえた今後の取組方針

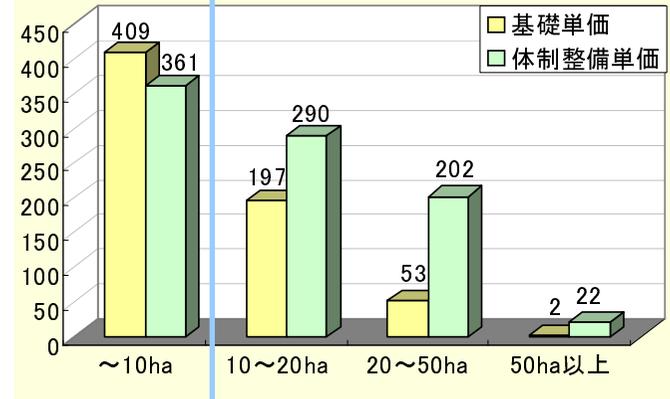
評価結果から見込まれる本制度の効果

評価項目	効果度	制度がもたらす効果
①耕作放棄地の発生抑制	○	農地の確保
②農村環境の変化	○	農地の保全
③多面的機能の維持・発揮	○	農地の保全
④地域・集落の活性化	○	集落の合意
⑤集落維持に向けた機運の高揚	△	集落の維持(担い手確保)
⑥農業に関する担い手確保効果	△	農業の担い手確保
⑦集落法人の運営への寄与	○	担い手の育成・発展

協定の位置づけとその発展



【交付面積規模でみる交付単価構成(H23)】



広島県の第3期における推進方針

平成24年4月に次の3つの柱による推進方針を策定

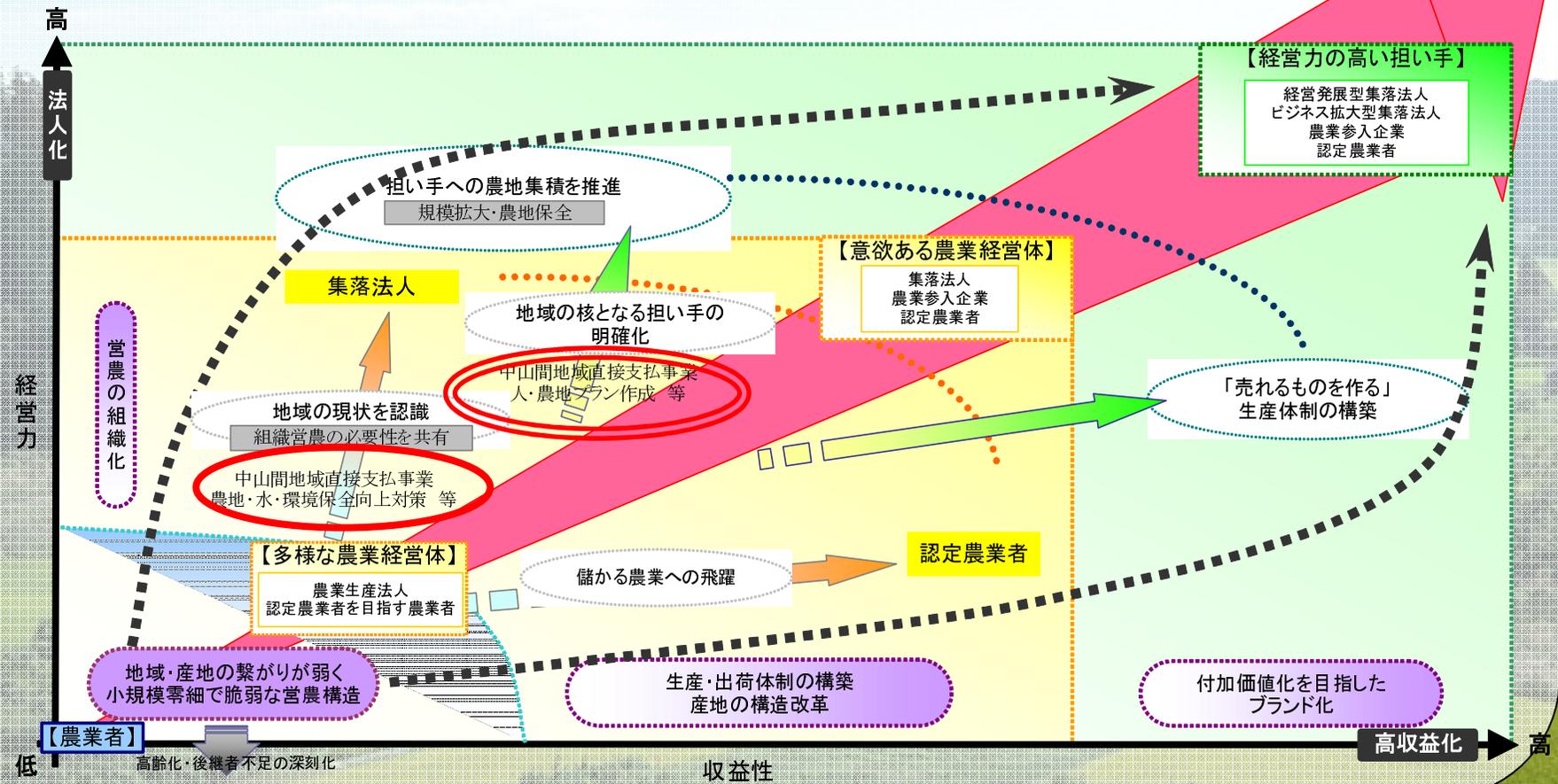
優良農用地に対する集落協定等の取り組みによる維持管理体制の確立

集団的サポート型を活用した担い手の規模拡大

小規模集落協定の統合による集落営農体制の強化

次代の担い手に
優良な農業生産環境
を継承

まとめ



産業として自立できる農業の確立